

令和 8 年 度

## 業務委託設計書

公共・市単

事 業 種 別 :

委託名称

令和 8 年度放棄自動車等処理業務委託

委託場所

市内一円

業務概要

- 本市管理の道路上、公園内等に放棄・放置されている道路運送車両法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号）第 2 条に規定する自動車、原動機付自転車（ただし道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車を除く。）を収集運搬し、自動車については使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 87 号）第 2 条に規定する使用済自動車として適正に処理する。ただし、自動車又は原動機付自転車のうち、道路交通法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車の収集運搬については、二輪車リサイクルシステムによる処理が不能な二輪車とする。
- 本市の指示する自動車 12 台、自動二輪車 7 台程度を無償で収集運搬し、適正に処理を行う。（ただし、数量については増減がある。また、放棄されている自動車に使用済自動車の再資源化等に関する法律第 73 条に規定する再資源化預託金が預託されていない場合は、本市が預託金を負担する。）

業務完了期限	令和 9 年 3 月 31 日	
設 計	建設局総務部管理課適正化担当	
監 督	建設局総務部管理課適正化担当	



大 阪 市

## 特記事項

1 作業実施にあたっては大阪市建設局制定の関係図書を常備し、これらの定めに従い履行しなければならない。

関連図書 業務委託共通仕様書【大阪市建設局】

(平成28年9月) <令和5年9月1日以降発注分より適用>

※ 下記の項は●印の項目を適用する。

2 別添特記仕様書 ●有(4項目)



大 阪 市